

# 伊豆高原メガソーラー訴訟を支援する会 会則

## 第1条 名称

本会は「伊豆高原メガソーラー訴訟を支援する会」と称する。

## 第2条 所在地

本会を次の所在地に置く。

静岡県伊東市富戸908-69

## 第3条 目的

伊豆高原メガソーラー建設に反対し、伊豆高原メガソーラー建設の中止を求めるあらゆる訴訟を支援する。

## 第4条 事業

事業年度を毎年4月1日から翌3月31日までとし、次の事業を行う。

- ①伊豆高原メガソーラー建設の中止を求めるあらゆる訴訟について、支援活動を行う。
- ②その他、本会の目的に関する事業。

## 第5条 会員

本会は、本会の目的に賛同した個人、法人、団体によって構成される。

- ②本会には賛助会員を置くことができる。賛助会員は、本会の趣意に賛同し、本会に特別の援助を与える個人または法人、団体とする。
- ③入会及び退会は、本人の申し出に基づき、幹事会で決定する。

## 第6条 会費

会費は会員の任意によって納められる。

- ②賛助会員は、本会の目的を達成するために財政援助を行う。
- ③会の運営経費は、資金援助によって賄う。

## 第7条 役員

代表は、幹事会が選出する。代表は、全体会議の議長となり、会を統括すると共に、会を代表する任務に当たる。

- ②複数の副代表を置くことができる。副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、または空席になった時は、代表の職務を代行する。代表及び副代表の任期は2年とするが、再任を妨げない。
- ③会員の中から幹事を選出する。幹事は事業を執行する。幹事の任期は2年とするが、再任を妨げない。

## 第8条 全体会議

全体会議は会員による本会の最高議決機関であり、定時および臨時に開催するものとする。

- ②定時全体会議は、年1回開催し、代表がこれを招集し、議長となる。
- ③臨時全体会議は、代表が必要であると認めた場合、または会員の1/5以上のものが会議の審議事項を示して開催を要求した時に、代表はこれを招集しなければならない。
- ④全体会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## 第9条 幹事会

事業の執行にあたるために幹事会を置く。

- ②幹事会の定数は若干名とする。
- ③幹事会議長は代表がこれにあたる。
- ④幹事会は原則として隔月に開催する。また、臨時幹事会の開催については全体会議の規定を準用する。

## 第10条 事務局

全体会議および幹事会の運営にあたるために事務局を置く。

- ②事務局は若干名の事務局員によって構成する。
- ③事務局員は、会員の中から選出する。
- ④事務局長は幹事会で選任する。
- ⑤事務局業務運営を補佐するために、事務局長は事務局次長を事務局員の中から選任することができる。

## 第11条 会計及び会計年度

会計年度は、事業年度と同一とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- ②会計全般を管理・運営するために会計責任者をおく。
- ③会計事務全般の運営のために会計担当者を置くことができる。

## 第12条 監事

監事は本会の会計及び活動状況を監査し、その結果を全体会議で報告しなければならない。

## 第13条 会則の改正

本会則の改正は、全体会議の決議を経て決定する。会則改正の議決は、出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

## 第14条 設立年月日

本会の設立年月日は平成30年2月22日とする。

## 附則

1. 本会則は平成30年2月22日より施行する。